公益財団法人亀岡市体育協会　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人亀岡市体育協会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を京都府亀岡市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、多様化した市民のスポーツ活動に対する欲求にこたえ、市民スポーツの普及、振興に関する事業を積極的に推進し、もって市民の健全な心身の発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 亀岡市における競技力の向上及び地域スポーツ、生涯スポーツの普及振興に関すること
2. スポーツ指導者の育成及び市民に対するスポーツの指導
3. 亀岡市内の少年スポーツの育成
4. スポーツ施設の管理運営事業
5. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　資産及び会計

（基本財産）

第５条　この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、理事会及び評議員会で基本財産に組み入れることを決議した財産とする。

2　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第６条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第７条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第８条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第９条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第４章　評議員

（評議員）

第10条　この法人に評議員２０名以上３５名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第11 条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179 条から第195 条の規定に従い、評議員会において行う。

２　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

ア　当該評議員及びその配偶者又は３親等内の親族

イ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ　当該評議員の使用人

エ　イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ　ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ　イからエまでに掲げる者の３親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

ア　理事

イ　使用人

ウ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

1. 国の機関
2. 地方公共団体
3. 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人
4. 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人
5. 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人
6. 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第４条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条　評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第５章　評議員会

（構成）

第14条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第16 条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後３ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第17条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

２　評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

　（議長）

第18条　評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決議）

第19条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第20条　理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第21条　評議員会の議事については､法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及びその会議において選任された議事録署名人２名が前項の議事録に記名押印する。

第６章　役員

（役員の設置）

第22条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事２０名以上３０名以内

(2) 監事 ２名以内

２　理事のうち１名を会長、5名以内の副会長、１名を専務理事とする。

３　前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって、一般法人法第197条において準用する一般法人法第91条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第23条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第24条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　副会長は、会長を補佐する。

４　専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

５　会長及び専務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第26条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第27条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第28条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会長並びに常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（責任の免除）

第29条　この法人は、一般法人法第１９８条において準用する第１１１条第１項の損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般法人法第１１３条第１項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

第７章　理事会

（構成）

第30条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第31条　理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

（招集）

第32条　理事会は、会長が招集する。

２　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第33条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第34条　前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第35条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

２　前項の規定は第24条第5項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第36条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第37条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、この定款の第３条及び第４条及び第11条についても適用する。

（解散）

第38条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第39条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第40条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第41条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章　事　務　局

（事務局の設置等）

第42条　この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２　事務局には事務局長及び所要の職員を置く。

３　事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は会長が理事会の決議により別に定める。

第11章　名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与

(名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与)

第43条 この法人に、任意の機関として、名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与を若干名置くことができる。

２　 名誉会長は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。

３　 名誉副会長は、この法人の会長であった者又は、体育、スポーツの推進に功績があった者のうちから理事会の議決を受けて、会長が委嘱する。

４　 顧問は、この法人の副会長であった者又は、体育・スポーツの推進に功労のあった者のうちから理事会の議決を受けて、会長がこれを委嘱する。

５　 参与は、この法人の理事若しくは監事であった者の中から理事会で議決を受けた者を会長がこれを委嘱する。

６　 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は、理事会の求めに応じ、理事会に出席して意見を述べることができるが議決権を有しない。

７　 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

８　 名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与の任期は､２年とする。ただし再任を妨げない。

　　　第12章　各種委員会

(各種委員会)

第44条 この法人の事業遂行上必要があるときは、任意の機関として、各種委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

２　 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が定める。

　　　第13章　会員

(会員)

第45条 この法人の目的に賛同し、事業を援助する団体又は個人を会員とすることができる。

２　会員に関する必要な事項は理事会及び評議員会の決議により、別に定める「会員に関する規程」による。

附　則（平成24年4月1日）

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　整備法第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の最初の会長は關本卓男とする。

　　　附　則（平成27年5月27日）

　　この定款は、平成27年5月27日に一部改正し、平成27年4月1日から適用する。